

議案第 1 号

平 24 建 築 指 導 第 155 号
平成 24 年 (2012 年) 8 月 3 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 二 井 関 成

周東都市計画区域内における特殊建築物の位置について (諮問)

周東都市計画区域内における特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の敷地の位置について、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 51 条ただし書きの規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 地 名 地 番 | 岩国市周東町上久原字新神前 11 番 8 |
| (2) 用 途 地 域 | 工業地域 |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 指定なし |

- 2 設置者 香川県さぬき市前山 332-12 久香リサイクル株式会社
- 3 用途 産業廃棄物処理施設
- 4 敷地面積 4,452 m²
- 5 建築面積 1,409 m²
- 6 延べ面積 1,500 m²
- 7 建物概要 鉄骨造平屋建て 他
- 8 処理能力 廃プラスチック類の破碎処理：96t／日
- 9 周囲の状況

敷地は、JR 岩徳線周防高森駅から南東約 3.0km、山陽自動車道玖珂インターチェンジから南西約 1.2km に位置し、周囲を樹木で囲まれたテクノポート周東工業団地内にあり、隣接する住宅はありません。

10 付議の理由

当該施設は、産業廃棄物となる廃プラスチック類を破碎処理する施設です。当該施設で、破碎・選別されたものは、製紙工場の燃料等として再資源化され、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書きの規定を適用しようとするものです。